

新嵐山スカイパークの今後について

1. 現行経営方針について

(1) 事業の目的

町民の健全なレクリエーションと健康の増進を図るとともに観光の振興に寄与するため、芽室町新嵐山スカイパークを設置する。(芽室町新嵐山スカイパーク設置条例第1条)

(2) 財産の定義

宿泊施設、休憩施設、スキー場その他の施設(同条例第2条)

(3) 成 果

この町にしかない地域価値(景観・食・人)が体感できる中心的な施設(観光拠点)として、着地型観光の推進に貢献している。

(4) 課 題

観光の振興に寄与するため、多様化するニーズへの対応として、民間ノウハウを活用した事業を積極的に実施したいが、100%町出資の会社では、企業性より公共性が優先されることから、事業推進に限界がある。

2. 経営方針を変更する背景と理由

新型コロナウイルスなどの影響により、国民宿舎等の指定管理事業者であるめむろ新嵐山株式会社の債務超過が続いている。

令和4年度については、コロナ交付金などにより、黒字になったものの、令和5年度については、資金繰りが逼迫しており、危機的な状況である。

現在の形態・経営状況のままでは、利益を上げることは難しく、今後は、施設の老朽化などにより、経費負担はさらに増える傾向にある。

町民の財産である、新嵐山スカイパークを守るため、令和5年度末までに第3セクター以外の手法を模索し、令和7年度以降は新たな経営体での運営を目指すもの。

なお、令和2年度に指定管理先を公募した段階で、第3セクター以外の運営は想定しており、この点については、大きな方針転換を行ったものではない。

3. 町の資金支援計画(案)(支援時期及び支援金額)

令和元年度から、新型コロナウイルスの影響などにより、指定管理料の積算と実績の乖離が大きくなっている。
乖離分の一部については、設計変更及び支援金として、指定管理先に支出をしているが、全額を支出している訳ではない。
このため、差額分について、町が補助金として支出しようとするもの。
めむろ新嵐山株式会社の資金繰りが逼迫しており、9月上旬までには資金が必要となる。

①令和元年度スキー場部門

45,359 千円(町指定管理料設計額)－33,079 千円(実績) = 12,280 千円

②令和2年度スキー場部門

45,359 千円(町指定管理料設計額)－31,509 千円(実績) = 13,850 千円

③令和3年度スキー場部門

38,506 千円(町指定管理料設計額)－31,472 千円(実績) = 7,034 千円

④令和2年度宿舎部門(令和3年1月時点で設計変更したが、その後の乖離分)

100,324 千円(町指定管理料設計額)－90,553 千円(実績+設計変更+給付金等) = 9,771 千円

⑤令和3年度宿舎部門(令和4年度に宿泊・宴会部門について支援金として支出したが、バーベキュー・貸室などのその他宿泊部門について支援していないため、その乖離分)

93,413 千円(町指定管理料設計額)－84,560 千円(実績+支援金) = 8,853 千円

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} = \underline{51,788 \text{ 千円}}$$

4. 経営方針変更の手順とスケジュール(案)

令和5年7月～12月	民間事業者と協議・ヒアリング
令和5年9月	補正予算を町議会に提案
令和5年12月	めむろ新嵐山株式会社の指定管理期間1年延長を町議会に提案
令和6年1月～3月	新たな手法の検討・調整
令和6年4月～7月	指定管理公募のための仕様検討(指定管理制度を採用した場合)
令和6年8月	新指定管理事業者の公募(同上)
令和6年9月	新指定管理事業者の確定(同上)
令和7年4月	新指定管理事業者の運営開始(同上)